

大阪市条例第68号

大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪市条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(経営の基本) 第3条 [略] 2 水道事業等の事業計画は、次のとおりとする。 (1) 水道事業 [ア 略] イ 1日最大給水量 <u>2,370,700立方メートル</u> [(2) 略] (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る免除の額が100,000円を超える場合とする。	(経営の基本) 第3条 [同左] 2 [同左] (1) [同左] [ア 同左] イ 1日最大給水量 <u>2,430,000立方メートル</u> [(2) 同左] (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u> の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る免除の額が100,000円を超える場合とする。
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。